

第1回風俗行政研究会

1 日時

平成21年3月18日(水)午後4時から午後6時まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

委員

大矢 裕啓	(社)日本PTA全国協議会常務理事
後藤 啓二	弁護士・後藤コンプライアンス法律事務所
小宮山 健彦	(財)全国生活衛生営業指導センター専務理事
野口 京子	文化女子大学現代文化学部教授
藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授

関係機関等

山下 良一	神奈川県県民部青少年課長
大野 太樹雄	兵庫県警察本部生活安全部生活環境課長
馬場 敦子	特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会代表

警察庁

巽 高英	生活安全局長
園田 一裕	長官官房審議官(生活安全局担当)
辻 義之	生活環境課長
絹笠 誠	少年保護対策室長
島根 悟	長官官房参事官(企画担当)

4 配布資料

(1) 風俗行政研究会第1回会合議事次第(略)

(2) 出会い系喫茶・類似ラブホテル共通

- ・ 風営法上の店舗型性風俗特殊営業(風営法第2条第6項)
- ・ 風営法における店舗型性風俗特殊営業に対する規制の概要

(3) 出会い系喫茶関係

- ・ 出会い系喫茶の現状等について
- ・ 出会い系喫茶に言及した政府決定
- ・ 店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い系喫茶」)の法規制の実施等について(横浜市長から警察庁長宛ての要望書)
- ・ 出会い系喫茶営業に係る検挙事例

(4) 類似ラブホテル関係

- ・ 店舗型性風俗特殊営業（第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕）の要件一覧表
- ・ 届出ラブホテル及び類似ラブホテルの数
- ・ 「地域において問題になっているラブホテル等への対応について」（平成18年10月4日付け警察庁丁生環発第276号）
- ・ 市区町村におけるラブホテル・モーテル等の建築に係る規制条例の制定状況
- ・ ラブホテル・モーテル等の建築規制条例における規制内容
- ・ 類似ラブホテルに多く見られる特徴
- ・ 児童買春等の犯行場所分析結果（平成20年下半期）
- ・ 意見書の提出について
（兵庫県議会議長から国家公安委員長宛てのもの）
- ・ 子どもの良好な教育環境の保全に関する意見書
（兵庫県明石市議会から国家公安委員長宛てのもの）
- ・ 青少年の良好な教育環境の保全に関する要望書
（明石市長から国家公安委員長宛てのもの）

(5) 出会い系喫茶に対する規制の在り方に関する論点

(6) 神奈川県県民部青少年課資料

- ・ 神奈川県青少年保護育成条例による「出会い喫茶」の規制について

(7) 兵庫県警察本部生活安全部生活環境課資料

- ・ 類似ラブホテル対策について（抄）

(8) 特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会資料

- ・ 子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について
（要望）（抄）

(9) 法令集（略）

5 議事要旨

(1) 生活安全局長挨拶

(2) 出席者紹介

(3) 座長選出

(4) 事務局説明

事務局から、いわゆる出会い系喫茶及び類似ラブホテルの実態、風営法上の店舗型

性風俗特殊営業に対する規制の概要等について、資料に基づき説明した。

(5) 神奈川県県民部青少年課からのヒアリング（出会い系喫茶関係）

神奈川県県民部青少年課山下課長から、おおむね以下のような説明等があった。

- ・ 青少年が県内の出会い系喫茶を介して児童買春やわいせつ行為等の被害に遭った事件は、平成20年6月以降、15件確認されている。
- ・ 平成19年7月、風営法改正の要望を内閣府に対して行ったほか、20年11月、八都府県市首脳会議において、風営法による規制等を国に共同要望することに合意し、神奈川県知事が内閣府及び警察庁に共同要望書を提出した。
- ・ 平成20年12月、出会い系喫茶を規制する青少年保護育成条例の改正を実施した。
- ・ 県下では、条例施行日以降、5件の営業の届出がなされている。
- ・ 条例の改正に当たっては、店舗の形態を若干変更しただけで容易に規制から逃れることにならないよう、また、結婚相談所等まで規制対象が広がらないよう、慎重に検討した。また、店舗数や立地状況等にかんがみ、当面は営業禁止区域・広告禁止区域は設けないこととした。
- ・ 早期に規制を実施すべきとの意見が多い中で、施行に必要な手続を急ぎ、併せて、周知期間が短かったため、改正条例成立直後に店舗経営者等に対する説明会を実施し、条例施行を待たずに自主規制を要請するなどした。

(6) 兵庫県警察本部生活安全部生活環境課からのヒアリング（類似ラブホテル関係）

兵庫県警察本部生活安全部生活環境課大野課長から、おおむね以下のような説明等があった。

- ・ 平成20年12月末現在、兵庫県警察では、県下において類似ラブホテル175店舗、風営法に基づく届出をしたラブホテル・モーテル59店舗をそれぞれ把握している。
- ・ 現在、明石市、神戸市東灘区、姫路市及び丹波市において住民等による類似ラブホテルに対する反対運動が行われている。
- ・ 平成20年11月6日、課内に類似ラブホテル対策室を立ち上げ、体制を強化した。
- ・ 県警では、関係機関と連携して、類似ラブホテルに対する立寄りを行い、違反発見時には指導・警告や保健所への通報を実施している。指導・警告に従わない悪質な業者に対しては、取締りを実施している。
- ・ 類似ラブホテルは風営法上の規制対象ではなく、警察官の立入権もない。また、ラブホテル3つの要件のすべてに該当しないと風営法の禁止地域営業等で取り締まることもできない。要件の見直しが必要である。

(7) 特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会からのヒアリング（類似ラブホテル関係）

特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会馬場代表から、おおむね以下のような説明等があった。

- ・ 何よりも、住宅地や学校付近にラブホテルが存在しないようにして欲しい。大阪市西区では、小学校のすぐ横にラブホテルが建っているが、こうしたラブホテルは子どもに悪影響を及ぼす。子どもを持つ親として、住民がどれほど不安を抱えているかを理解して欲しい。
- ・ ラブホテルは、周辺環境を害するのみならず、犯罪を助長するなどの問題を有

する。ラブホテルの近くで痴漢の被害に遭う子どもが増えていること、ラブホテルの前などでよく不審者が確認されること、ラブホテル内において薬物犯罪が行われていることなどをよく耳にする。

- ・ 保護対象施設から200メートル以内にある偽装ラブホテルがどのくらいあるのか把握した上で改正を検討していただきたい。
- ・ よく既得権と言われるが、偽装ラブホテルで言えば、それはビジネスホテルとしての既得権であるべきであり、改正後もラブホテルとして営業できるなどという業界の利益を守るための改正であってはならない。

(8) 意見交換

事務局からの説明及びヒアリングの後、委員からおおむね以下のような意見があった。

- ・ 地方分権の流れの中、全国一律の規制を行う必要性があるのかについて見極める必要がある。
- ・ 既存の業者への対応をきちんと検討しなければならない。風営法や他法令において、既得権がどのように規定されているのか整理する必要がある。